

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、当社グループの企業価値を一層高めるため、経営機構における監督機能を強化するとともに、透明性の確保、迅速な業務執行体制の確立を図り、コーポレートガバナンスの充実に努めることを基本的な考え方としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則3-1】

個々の役員の選任・指名についての説明については、当社は、直近の定時株主総会に関する招集通知において、社外役員候補者の選定理由を説明しておりますが、その他の役員については略歴等以外に特段の説明をしております。当社は、2016年9月開催の定時株主総会から、招集通知の参考書類(議案)において個々の役員を候補者として選定した理由を記載する予定です。

【補充原則4-2-1】

取締役の現行の報酬体系について見直しの機会を持つため、今後、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することについて検討いたします。

【補充原則4-3-1】

取締役の人事についての透明性を高める観点から、今後、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することについて検討いたします。

【補充原則4-10-1】

指名・報酬などの特に重要な事項については、今後、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することについて検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

政策保有株式の政策保有に関する方針および議決権行使に関する基準については、当社ウェブサイト上の「コーポレート・ガバナンス」(<http://www.n-koei.co.jp/ir/governance.html>)に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」(以下「当社ガバナンス基本方針」といいます。)の第2章4.において開示しておりますのでご参照ください。

【原則1-7】

関連当事者間の取引の手続きの枠組みについては、上述の当社ガバナンス基本方針の第2章5.において開示しておりますのでご参照ください。

【原則3-1】

(1) 経営理念については、当社ウェブサイト上の「経営理念」(<http://www.n-koei.co.jp/profile/ideas.html>)において開示しておりますのでご参照ください。

経営戦略および経営計画については、当社ウェブサイト上の「経営方針」(<http://www.n-koei.co.jp/ir/management.html>)において開示しておりますのでご参照ください。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本書冒頭に記載のとおりであり、基本方針については、上述の当社ガバナンス基本方針を策定して開示しておりますのでご参照ください。

(3) 役員報酬の決定に関する方針と手続については、上述の当社ガバナンス基本方針の第5章2.(5)において開示しておりますのでご参照ください。

(4) 役員の選任・指名に関する方針と手続については、上述の当社ガバナンス基本方針の第5章2.(4)において開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-1-1】

経営陣に対する委任の範囲の概要については、上述の当社ガバナンス基本方針の第5章2.(2)において開示しておりますのでご参照ください。

【原則4-9】

独立役員の独立性判断基準については、上述の当社ガバナンス基本方針の第5章5.(4)において開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-1】

取締役会の構成に関する考え方については、上述の当社ガバナンス基本方針の第5章2.(3)において開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-2】

取締役・監査役の兼任状況については、当社ウェブサイトの「株主総会」(<http://www.n-koei.co.jp/ir/stock/general-shareholders-meeting.html>)に掲載の「第71回定時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」および「事業報告」において開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-3】

当社は、2016年1月から2月にかけて、すべての役員により取締役会の運営と機能に関するアンケートを行い、取締役会の実効性について分析と評価を行いました。

その結果、当社の取締役会においては活発に意見交換がされ、適切に運営されていることが確認されました。当社は、この分析・評価内容を踏まえ、取締役会における審議のいっそうの充実に努めてまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、上述の当社ガバナンス基本方針の第5章5.(6)において開示しておりますのでご参照ください。

【原則5-1】

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主との間の建設的な対話の方針を以下のとおりとしています(上述の当社ガバナンス基本方針の第6章においても開示しております)。

- (1) 株主との対話は、本社担当取締役をIR担当役員とし、その統括のもと、コーポレート本部が中心となり、建設的で有意義な対話の実現に取り組んでいます。
- (2) IR担当部署であるコーポレートコミュニケーション室は、経営企画、経理、法務、総務担当部署との連携体制を構築し、株主との対話を適切に行っています。
- (3) 株主との対話の充実のため、経営陣による決算説明会や個別面談のほか、定期的に株主向け広報誌を送付しています。また、情報を広く平等に発信するため、当社ウェブサイトを通じて各種情報を提供しています。
- (4) 株主との対話において把握された株主の意見は、とりまとめて、経営陣に報告を行い、資本市場からの評価を把握する場を設けています。また、当社の株主構造を定期的に把握しています。
- (5) 重要情報は、「内部情報(インサイダー情報)管理規程」に基づき、管理を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,699,263	4.27
明治安田生命保険相互会社	3,529,522	4.07
日本工営グループ従業員持株会	3,346,078	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,614,000	3.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,561,000	2.96
GOLDMAN SACHS & CO.REG(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	2,302,000	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,190,000	2.53
株式会社みずほ銀行	1,910,634	2.20
月島機械株式会社	1,843,000	2.13
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1,708,000	1.97

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
市川 秀	他の会社の出身者													
日下 一正	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市川 秀	○	—	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かして、一般株主の利益にも配慮した公正独立な立場から、当社の業務執行を監督していただくため。
日下 一正	○	—	経済産業省等において培われた豊富な経験と高い識見を活かして、一般株主の利益にも配慮した公正独立な立場から、当社の業務執行を監督していただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、社外監査役を含む監査役との定期的な連絡会を毎月開催するとともに、会計監査人の指摘事項を監査項目に組み入れるなど情報共有、連携を図っております。
また、社外監査役を含む監査役と会計監査人は定期的な会合を開催し、情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
新井 泉	他の会社の出身者							△						
榎本 峰夫	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新井 泉	○	——	国際金融機関および国際協力機関における専門的な経歴と識見を活かして監査していただき、当社の監査体制の更なる強化を図るため。
榎本 峰夫	○	上場会社2社およびその子会社1社において社外監査役を務めています。	企業法務の専門家(弁護士)としての知識、経験を活かし、特に法令遵守の観点から客観的・中立公正に経営を監視するため。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
---	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役に対する業績連動報酬(賞与)の支払額は、連結当期純利益に応じて決定するという方針としております。
また、役員持株会制度により、取締役の月額報酬の一部を当社株式取得に充てています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役13名に対して支払った報酬総額は371百万円であり、社外取締役を含む社外役員4名に対して支払った報酬総額は44百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会において報酬枠を定め、個別の報酬額は、取締役会により定める以下の方針と手続に従って決定しています。
社外取締役以外の取締役の報酬は、固定報酬(月額報酬)および業績連動報酬(賞与)とし、あらかじめ定められた基準に従い適切に月額報酬を算定するとともに、役員持株会制度により、その一部を当社株式取得に充てています。また、業績連動報酬(賞与)は、毎期の連結当期純利益に応じて標準額を決定し、取締役各人の業績達成度、会社貢献度等について社長が評価のうえ、報酬枠の範囲内で具体的な金額を決定しています。

社外取締役の報酬は、固定報酬(月額報酬)としており、月額報酬の一部を当社株式取得に充てています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役および監査役に対しては、取締役会に先立ち、原則として資料を事前配布するとともに、必要に応じて関連部署または担当役員から事前説明を行い、必要な情報提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役制度を採用し、取締役会および監査役会を設置のうえ、執行役員制を導入し、経営の監視・監督機能と業務の執行機能を分離し、責任の明確化と意思決定の迅速化を図る体制を構築しております。

(1) 取締役会

取締役会は、「取締役会規則」に基づき、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

取締役会は、11名の取締役で構成されており、内2名は社外取締役です。また、取締役会には、社外監査役2名を含む監査役3名が出席しております。

(2) 経営会議

当社は、経営効率を高めるため、代表取締役等から構成される経営会議(原則月2回開催)により、業務執行に関する基本方針や重要事項等を協議し、機動的な対応を行っております。

経営会議は、代表取締役3名および社長の指名により選定された取締役4名の計7名により構成されております。

また、オブザーバーとして監査役1名が出席しております。

経営会議の下には、技術委員会(原則年4回開催)および人財委員会を設置し、それぞれ研究開発、人材開発などに関する事項を協議し、機動的な対応を行っております。

(3) 執行役員会

当社は、経営の監視・監督機能と業務の執行機能を分離し、監視・監督機能を強化するとともに、意思決定の迅速化と責任の明確化を図るため、執行役員制を導入しております。

執行役員会(原則月1回開催)は、代表取締役社長および執行役員26名の計27名より構成されており、年度事業計画および中期経営計画にかか

る具体策の実行状況等につき、定期的にモニタリングを行っております。
また、常勤監査役2名が出席しております。

(4) 監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役2名および監査役1名の計3名の監査役が就任しております。

監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に従い、取締役の職務執行に関する業務監査および会計監査人の独立性の監視などの監査を実施し、その監査状況を社長および内部統制部門の責任者等へ報告しております。

監査役会は、監査方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担等その他監査役が職務を遂行するうえで必要と認めた事項の決定を行っております。

現段階においては監査役の職務を補助すべき使用人を置いておりませんが、「監査役監査基準」において、監査役は、必要に応じ、職務を補助する体制の確保について取締役と協議する旨定めており、必要が生じた場合は当該規程に従い補助する体制としています。

(5) 企業行動会議

当社は、リスク管理の推進全般を統轄するため、企業行動会議(原則年4回開催)を設置しております。

企業行動会議は、議長である代表取締役会長、社外取締役および社外監査役を含む7名の役員から構成されております。

また、企業行動会議の傘下に、リスク管理委員会、安全衛生・環境委員会および財務報告内部統制委員会をそれぞれ設置し、これらの委員会が、当社グループにおけるリスク管理活動を監視・指導しております。

(6) リスク管理委員会

当社は、企業行動会議の傘下にリスク管理委員会(原則月1回開催)を設置し、当社グループに関するリスクを把握・評価し、対策と予防を推進しております。

リスク管理委員会は、委員長である代表取締役会長および弁護士を含む8名の委員により構成されております。

また、オブザーバーとして社外監査役1名が出席しております。

(7) 内部監査

社長直属の組織である内部監査室が、「内部監査規程」に従い、内部統制システムおよび事業運営システムなどの監査を実施し、その内部監査状況を社長へ報告しております。当該監査における指摘事項は、社長から被監査部門に適宜連絡され、対応につき指示されております。

内部監査室は、社外監査役を含む監査役との定期的な連絡会を毎月開催するとともに、会計監査人の指摘事項を監査項目に組み入れるなど情報共有、連携を図っております。

また、同じく社長直属の組織である技術監査室が、品質管理・安全管理システムの実施状況および保有技術の活用状況等について監査を行い、その内部監査状況を社長へ報告しております。当該監査における指摘事項は、社長から被監査部門に適宜連絡され、対応につき指示されております。

(8) 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツと会計監査契約を締結しております。2015年6月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、大中康行、内田淳一の両氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名およびその他14名を主な構成員としております。

(9) その他

当社は、会社法に基づく責任限定契約を社外取締役2名および社外監査役2名との間で締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、当該社外役員が善意でかつ重大な過失のないときは、金600万円または会社法による最低責任限度額のいずれか高い金額を上限としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

上記2のとおり、当社の体制は、健全で効率的な業務執行を行うために実効性があり、経営環境の変化に応じて迅速かつ的確な意思決定を行うことができるものと考えことから、当社は現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

なお、社外取締役に、1) 中長期的観点からの経営への助言 2) 経営陣幹部の選解任を含む経営の監督 3) 会社と取締役との利益相反の監督 4) 少数株主を始めとするステークホルダーの意見反映 といった役割を期待し、その活用を図っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2014年9月の定時株主総会より開催日の3週間前に招集通知の発送を実施しています。
集中日を回避した株主総会の設定	2013年9月の定時株主総会より集中日以外に設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2003年6月の定時株主総会より導入済みであります。
招集通知(要約)の英文での提供	2015年9月の定時株主総会より招集通知の一部(参考書類)を英文に翻訳し、提出・開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1~2回、実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、第2四半期決算後、本決算発表後に、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料、株主向け広報誌(年2回発行)、ファイナンシャルレポート、コーポレートレポートなどIR資料を当社ウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	本社担当取締役をIR担当役員とし、コーポレート本部のコーポレートコミュニケーション室がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日本工営グループ行動指針」において、当社グループのステークホルダーである社会全般、顧客、株主・投資家、取引先、従業員に配慮して各々の立場を尊重する旨の基本方針を謳っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>(環境保全活動) 「日本工営グループ行動指針」に基づき、富士山の清掃活動をはじめ事業所が立地する地域の清掃活動等に参加しております。 環境配慮型プロジェクトの実施を積極的に進めること(プロジェクトに対して顧客策定の環境ガイドラインに準拠すること)、ISO14000に基づく環境に配慮した事業活動の改善および従業員教育を進めております。</p> <p>(CSR活動) 開発途上国からの留学生を支援している公益信託久保田豊基金に対する寄付、運営の支援を継続しています。 次世代育成支援対策推進のための育児・介護の支援にも取り組んでおり、2008年8月には支援策に積極的に取り組んでいる企業として東京労働局から認定を受けました。 また、社有地(おおとの森)を生物多様性・里山保全の実証フィールドとして活用し、その成果を事業を通じて社会に還元しております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「日本工営グループ行動指針」に基づき、企業情報を公正かつ適時に開示し経営の透明性を高めることとしております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「誠意をもってことにあたり、技術を軸に社会に貢献する。」というグループ経営理念の下、当社グループと社会の健全かつ持続的な発展を目指して、「日本工営グループ行動指針」に基づき、行動することに努めております。

当社は、2006年5月12日開催の取締役会において決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」(その後一部改正)の下で、業務執行の適法性・効率性などの確保に努めるとともに、その実効性が一層高まるよう、監査役会および社外取締役の意見等を参照し、システムの見直しおよび改善を進めております。

提出日現在の基本方針の内容は、以下のとおりです。

1 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「文書の保存および廃棄に関する規程」等に基づき、業務執行に関する情報(電子・非電子媒体を問わず記録媒体に記録したものを)を適切に保存・管理する。
- (2) 「情報セキュリティ基本方針」および「情報管理規程」等に基づき、業務執行に関する情報を適切に管理する。

2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 社長その他の役員から構成される企業行動会議がリスク管理の推進全般を統轄し、その傘下のリスク管理委員会、安全衛生・環境委員会および財務報告内部統制委員会等において、全社横断的にリスクの把握、評価、対応、予防を推進し、重要なリスク情報を取締役会に適宜報告する。
- (2) 「リスク管理規程」に基づき、業務に付随するリスクを抽出・評価のうえ、毎年度、リスク管理計画を策定・推進し、継続的にリスク管理に取り組む。
- (3) 危機発生時においては、「危機管理規程」に基づき、速やかに社長およびリスク管理委員長に報告のうえ、全社的な緊急対策本部または関係部門における緊急対策本部を設置し、危機に的確に対応する。

3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会により、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、経営効率を高めるため、代表取締役等から構成される経営会議により、業務執行に関する基本的事項等を協議し、機動的な対応を行う。
- (2) 中期経営計画および年度事業計画を策定して、達成すべき目標と具体策を明らかにし、これらの計画に基づいて業務運営を行う。
- (3) 経営の監督機能と業務の執行機能とを分離し、責任の明確化と意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を採っており、執行役員会において、中期経営計画等のモニタリングを定期的に行う。
- (4) 日常の職務執行に際しては、「業務分掌規程」「職務権限規程」等に基づいて権限委譲を行い、各組織の責任者が意思決定のルールに則り業務を遂行する。

4 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスの徹底を重要な要素とする「日本工営グループ行動指針」を当社および当社の子会社(以下併せて「当社グループ」)の役員・従業員に適用し、企業行動会議およびリスク管理委員会の監督の下、同行動指針を周知、徹底する。
- (2) 各事業本部にコンプライアンス室を設置し、同行動指針を当社グループに周知するとともに、日常業務におけるコンプライアンスを徹底する。また、社長直属の組織である内部監査室を設置し、コンプライアンス等を含めた内部統制に係る内部監査を実施する。
- (3) 当社グループを対象とする相談・通報者を保護する規程に基づき、社内外に複数の窓口を設けて広く相談・通報を受け付け、グループ全体におけるコンプライアンスの徹底を図る。
- (4) 役員・従業員のコンプライアンス違反については、懲罰に関する社内規程等に基づき、厳正に処分を行う。
- (5) 社会の秩序や当社グループおよびその役員・従業員に脅威を与える反社会的勢力に対しては、グループ全体として毅然とした対応をとり、反社会的勢力による被害の防止に努める。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用する。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役から職務の執行に係る事項について当社が報告を受けるための体制
「グループ会社運営規程」に基づき、当社の子会社は、事業計画策定、組織・資本構成の変更、役員人事、余剰金の処分、重要な資産の取得・賃貸借・処分等の重要事項について、当該子会社が所属する各セグメントの長(当社各本部長および事業本部長)または当社社長に報告し、承認を得る。

また、同規程に基づき、当社の子会社は、月次の業務報告など定例の報告を当社の担当部署に行う。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア 当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社のみならず当社の子会社に存するリスクの把握、予防に努める。また、当社グループに重大な影響を与える危機が子会社に発生した場合は、「危機管理規程」に基づき、子会社と連携して危機に的確に対応する。

イ 当社の子会社は、規模・業態等に応じて、適切なリスク管理に関する体制を構築する。

(3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の子会社は、規模・業態等に応じて、経営組織を整備し、当社グループの中期経営計画および年度事業計画に基づいて業務運営を行う。

(4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 当社の子会社は、コンプライアンスの担当部署または担当者を設置し、コンプライアンスの徹底を図る。

イ 当社の子会社の従業員は、相談・通報者を保護する規程に基づき、子会社内のみならず、当社の窓口等にも相談・通報をすることができるものとする。

ウ 当社の子会社は、役員・従業員のコンプライアンス違反については、各社の就業規則等に基づき、厳正に処分を行う。

(5) その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

「グループ会社運営規程」に基づき、当社は、内部監査部門により子会社への監査を行うとともに、社長会、関係会社連絡会等の会議を開き、当社と子会社との間において十分な情報交換・協議を行う。

6 当社の監査役による監査を支えるための体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現時点では監査役の職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」)を置いていない。ただし、「監査役監査基準」において、監査役は、必要に応じ、監査役の職務を補助する体制の確保について取締役と協議する旨を定めており、必要が生じた場合はこの定めに従い所要の体制を確保する。

(2) 補助使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

当社は、補助使用人を置く場合、監査役の補助業務についてはもっぱら監査役の指揮命令に従うこととし、また、その人事処遇については監査役との事前協議を必要とするものとする。

(3) 当社グループの役員及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア 監査役は、当社の取締役会、執行役員会ほか重要な社内会議に出席し、業務執行状況を確認する。

イ 監査役会は、「監査役会規則」において、必要に応じて当社の会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求める旨を定めており、これを受けて各監査役は情報収集を行うとともに、重要な稟議書の回覧等により業務執行状況を確認する。また、監査役は業務監査を通じて当社の取締役および従業員から報告を受ける。

ウ 当社の社長は、監査役と定期的に会合を持ち、また、代表取締役は「報告規程」に基づき監査役会に対し、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告する。

エ 監査役は、リスク管理委員会において、コンプライアンスその他リスク管理上の諸問題について定期的に報告を受ける。

オ 当社の子会社の役員・従業員およびこれらの者から報告を受けた当社関係者は、当社監査役からその職務の遂行に必要な事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(4) (3)の報告をした者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、(3)に基づき監査役に報告を行った当社グループの役員、従業員その他の者に対し、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループ内において周知徹底する。

(5) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、当社は、監査役がその職務の執行について当社に費用の前払いまたは償還等を求めたときは、その職務の執行に必要なでないことが明らかな場合を除き、速やかにその費用を処理する。

(6) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役の監査を実効的に行うために、会計監査人、内部監査部門と定期的に情報交換を行うとともに、子会社役員との会合を適宜開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた具体的な整備状況については、以下のとおりです。

- ・「日本工営グループ行動指針」にて、反社会的勢力には毅然とした態度で臨む旨定めています。
- ・反社会的勢力からの不当要求には、専任部署が中心となって対応することとし、不当要求防止責任者を定めています。
- ・不当要求防止責任者は、定期的に外部の専門機関の関連研修に参加し、助言、指導を受けています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は2006年5月の取締役会により「事前警告型」といわれる買収防衛策の導入を決議し、その後、2008年6月、2011年6月、2013年9月の定時株主総会決議により、一部改訂のうえ継続することをそれぞれご承認いただきました。

本防衛策では、取締役会により大規模な買収に関するルール(以下「ルール」)を定めており、当社株式への大規模買付行為を行う者(買収者)に対しては事前に情報提供を求めるなどのルール遵守を求めます。

ルールの内容には、1)意向表明書の提出、2)事業計画等に関する情報の提供、3)提供情報に基づく評価期間の確保があります。

ルールが遵守されない場合には、買付方法にかかわらず対抗措置をとります。また、ルールが遵守されても企業価値を毀損すると認められる場合には対抗措置をとります。

ルールが遵守されない場合等の対抗措置は、差別的行使条件のついた新株予約権割当てなどその時点で取締役会が最も適切と判断したものを採用します。

また、取締役会の恣意性を排除するために、社外取締役および社外監査役により構成する「特別委員会」を設置して意見を求めることとしています。

本防衛策の有効期限は承認を受けた株主総会后、3年以内の最終の定時株主総会の終結の時までとしており、また、デッドハンド型の防衛策ではありません。

なお、買収防衛策の内容は当社ウェブサイトの次のURLに掲載しております。

<http://www.n-koei.co.jp/ir/>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

(1)コーポレートガバナンス体制図

当社の内部統制体制の概要を含むコーポレートガバナンス体制図は、添付のとおりです。

(2)適時開示体制の概要

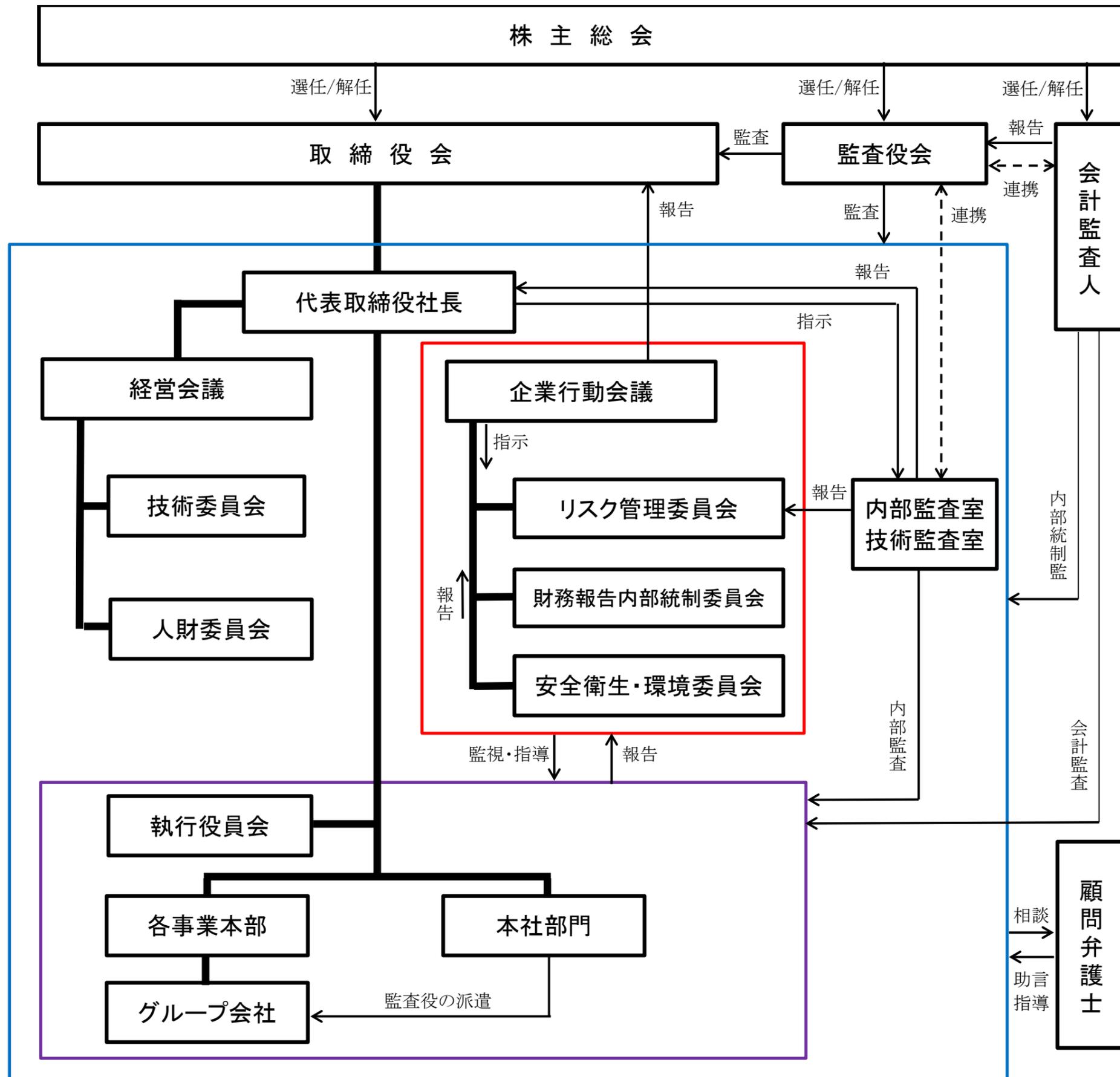
当社は、社内規程に基づき、本社、各事業本部および子会社内に重要情報管理者を設置しています。

重要情報管理者は、決定事実、発生事実、決算情報等で重要事実該当する可能性のある情報を、当社の経営会議に報告します。経営会議において重要情報に該当するかの判断を行い、該当する場合には公表の時期、方法を決定し、公表担当部署であるコーポレートコミュニケーション室に通知します。

同室は、速やかに東京証券取引所のTDnetを通じて重要事実を公表するとともに、必要に応じて記者クラブへ資料を配布し、さらに当社ウェブサイトに掲載します。

当社の適時開示体制図は、添付のとおりです。

コーポレートガバナンス体制図(内部統制図)



適時開示体制図

